

（第11号議案）

中野区事務手数料条例の一部を改正する条例について

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、戸籍に関する事務に係る手数料について規定を整備する必要があるため、中野区事務手数料条例を次のように改正する。

1 改正の主な内容

戸籍／除籍電子証明書提供用識別符号の発行（戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）による改正後の戸籍法（昭和22年法律第224号）第120条の3）に係る手数料を徴収する事務及び金額を新たに定めるなど、戸籍法の一部改正の規定を踏まえた所要の規定の整備を行う。

2 施行日

令和6年3月1日

3 新旧対照表

別紙のとおり

中野区事務手数料条例新旧対照表(案)

改正案				現行			
第1条～第6条 (略)				第1条～第6条 (略)			
附 則 (略)				附 則 (略)			
別表第1 (略)				別表第1 (略)			
別表第2 (第2条関係)				別表第2 (第2条関係)			
	事務	名称及び額	徴収時期		事務	名称及び額	徴収時期
1	(略)	(略)	(略)	1	(略)	(略)	(略)
2	戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	(略)	(略)	2	戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	(略)	(略)
3	(略)	(略)	(略)	3	(略)	(略)	(略)
3の2	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料 戸籍	発行のとき				

<p>籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）で定めるものに限る。以下この項から7の項までにおいて同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証</p>	<p>電子証明書提供用識別符号 1件につき400円</p>					
---	-----------------------------------	--	--	--	--	--

	明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)						
4	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付	(略)	(略)	4	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	(略)	(略)
5	(略)	(略)	(略)	5	(略)	(略)	(略)
5の2	戸籍法第120条の3	除籍電子証明書提供用識別	発行のとき				

第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料 除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合にお	別符号の発行手数料 除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合にお
---	--

	ける当該発行を除く。)						
6	戸籍法第48条第1項 (同法第117条において準用する場合を含む。) の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書 の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。) 若しくは第126条の規定に基づく届書その他区長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	届出若しくは申請の受理の証明書、戸籍法第48条第2項の書類に記載した事項の証明書又は同法第120条の6第1項の届書等情報の内容の証明書申請手数料 1通につき350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)で定める様式による上質紙を用いた証明は、1通につき1,400円)	(略)	6	戸籍法第48条第1項 (同法第117条において準用する場合を含む。) の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書 の交付又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。) 若しくは第126条の規定に基づく届書その他区長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法第48条第2項の書類に記載した事項の証明書申請手数料 1通につき350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)で定める様式による上質紙を用いた証明は、1通につき1,400円)	(略)
7	戸籍法第48条第2項 (同法第117条において準用する場合を含む。) の規定に基づく届書その他区長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したもの	戸籍法第48条第2項の書類又は同法第120条の6第1項の届書等情報の内容の閲覧申請手数料 書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件につき350円	(略)	7	戸籍法第48条第2項 (同法第117条において準用する場合を含む。) の規定に基づく届書その他区長の受理した書類を閲覧に供する事務	戸籍法第48条第2項の書類の閲覧申請手数料 書類1件につき350円	(略)

	を閲覧に供する事務		
8	(略)	(略)	(略)
～	～	～	～
131	(略)	(略)	(略)

別表第3・別表第4 (略)

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

8	(略)	(略)	(略)
～	～	～	～
131	(略)	(略)	(略)

別表第3・別表第4 (略)